

墨韻会会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、墨韻会と称する。

第2条(事務局) 本会は、事務局を主宰者宅に置く。

第3条(主宰者) 本会は、書画家王海濱が主宰する。

第4条(目的) 本会は、会員相互の親睦と国内外の書画団体との連携・交流を図り、筆文化の発展、向上に努め、東方芸術に対する理解の醸成及び書画芸術の振興に貢献することを目的とする。

第5条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦に関する事項。
- (2) 国内外の書画団体との連携・交流・事業の企画・運営等に関する事項。
- (3) 作品展の開催に関する事項。
- (4) その目的達成に必要な事項。

第2章 会員

第6条(会員) 本会の会員は、書画家王海濱が講師を務める書画教室の在籍者とする。

第7条(入会) 本会に入会しようとする者は、教室代表を通じて所定の入会申込書を本会事務局に提出し、申し込むものとする。

第8条(届出) 入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、教室代表を通じて遅滞なく届け出るものとする。

第9条(休止) 病気等の理由があるときは、教室代表を通じて本会事務局に届け出るものとする。会員の申し出た期間を休止会員とすることができる。

第10条(退会) 本会を退会しようとする者は、教室代表を通じて本会事務局に届け出るものとする。なお、会員が書画教室の受講をとりやめたときは、届出の有無に関わらず退会したものとする。

第3章 役員

第11条(役員の種類) 本会に次の役員を置く。但し、監事以外は兼務することができる。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 会長 | 11 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 地区担当副会長 | 必要数 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 事務局長補佐 | 1 名 |
| (6) 会計 | 1 名 |
| (7) 監事 | 2 名 |

第 12 条(役員の職務)

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、地区担当副会長は、担当地区を統括し、各教室との連絡調整及び本会の円滑な運営に努める。
- 4、事務局長は各種事業の企画及び事務を統括する。
- 5、事務局補佐は、主として、展示会関係の業務を、幅広く司るものとする。
- 6、会計は財産の管理及び会計事務を処理する。
- 7、監事は、会計及び会務を監査し総会に報告する。

第 13 条(役員の任期)

- 1、役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2、役員に欠員が生じたときは、役員会の議決によりこれを補充することが出来るものとする。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

第 14 条(役員の選任) 役員は、役員会(役員、教室代表)において候補者を推薦により選出し、総会において選任する。

第 4 章 総 会

第 15 条(構成・種別・召集)

- 1、総会は、会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。
- 2、通常総会は、毎年 4 月に開催し、会長が招集する。なお、総会は、文書によりこれを行うことが出来るものとする。
- 3、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に会長が招集する。

第 16 条(権 限)

- 1、総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 役員の選任(2 年毎)に関する事項
 - (4) 会則の改正に関する事項
 - (5) その他、運営に関する事項
- 2、出席会員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、あらかじめ通知しなかった事項について審議議決することができる。

第 17 条(議 長) 総会の議長は、会長又は会長の指名した者がその任に当たる。

第 18 条(定足数) 総会は、会員の過半数の出席で成立する、ただし、委任状又は表決書面を提出した会員は出席者とみなす。

第 19 条(議 決) 総会の議事は、出席した会員(委任状、表決書面をふくむ)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の改正は第 32 条にさだめる。

第20条(議事録)

- 1、議会の議事については、議事録を作成し、会員に報告する。
- 2、議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議事録署名人2名が署名押印の上、これを保存する。

第5章 役員会

第21条(構成・種別・召集)

- 1、役員会は、会長以下の役員を以って構成し、会長が必要と認めたとき、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。
- 2、会長が必要と認めたとき、各教室の代表を招集することが出来る。役員会からは、次に掲げる事項を審議し議決する。

第22条(権限)(1)総会に付議すべき事項。

- (2)総会において議決した事項の執行に関する事項。
- (3)緊急を要し、総会招集の暇がないと認められた事項の執行に関する事項。ただし、事後において総会に報告し承認を得なければならない。
- (4)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第23条(議長) 役員会の議長は、会長又は会長の指名した者がその任に当たる。

第24条(定足数) 役員会は、役員の過半数の出席で成立する。ただし、当該議事についてあらかじめ意思表示した役員は出席者とみなす。

第25条(議決) 役員会の議事は、出席した役員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会計

第26条(経費) 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第27条(入会金) 入会金は、2000円とする。

第28条(会費) 1、本会の会費は、年額3000円とする。

- 2、会費は、各教室において代表者が徴収し、会計に納めるものとする。
- 3、納入した会費その他の抛出金品は、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。
- 4、親睦会に要する参加費等は、別途その都度徴収するものとする。
- 5、作品に係わる出品料等は、別途その都度徴収するものとする。

第29条(経費の支弁) 本会の経費は、収支予算の定めるところにより支弁する。

第30条(事業計画及び収支予算) 本会の事業計画及び収支予算は、次による。

- 1、事業計画書及び収支予算書を作成し、毎会計年度ごとに総会議決を経て定めなければならない。
- 2、事業計画及び収支予算が総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務の執行をすることが出来る。

第31条(事業報告及び収支決算) 本会の事業報告及び収支決算は、事業報告及収支決算報告書を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後総会の承認を得なければならない。

第 32 条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 補 則

第 33 条(会則の変更) この会則の変更は、役員会の議決を経て、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 34 条(委 任) この会則の施行に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成 18 年 3 月 12 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 3 月 23 日から改正施行する。

この会則は、平成 28 年 5 月 21 日から改正施行する。

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

この会則は、台和 3 年 10 月 1 日から改正施行する。

墨 韻 会 細 則

第 1 条(資金の保全) (1) 本会の資金は、広島市農業協同組合に預け入れる。

(2) 本会の資金は、(株)広島銀行に預け入れる。

(平成 24 年 10 月 1 日役員会において承認)

第 2 条(会費の徴収) 本会の会費の徴収は、次による。

(1) 新規会員

① 4 月~12 月の入会者は入会月に会費を徴収する。

② 1 月~3 月の入会者は翌年度から会費を徴収する。

(2) 休止会員は会費の納入を免除する。

(3) 休止会員及び退会会員が復帰したときは、復帰した月に会費を徴収する。